



UNIFIED NETWORKING INITIATIVE FOR MINATO "MORI & MIZU" MEETING

みなとモデル

二酸化炭素固定認証制度

www.uni4m.or.jp

港区では2011年10月から、建築物等への国産木材の使用を推進する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を開始しました。この制度は、区内で建てられる建築物等に国産木材の使用を促すことで、区内での二酸化炭素(CO₂)固定量の増加と国内の森林整備の促進によるCO₂吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

制度の概要

区は建築主に対し、建築物等に使用された国産木材量に相当するCO₂固定量を認証します。なお、この制度では、港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出される、木材の合法性および森林の持続性が約束された協定木材の使用を推奨しています。

制度の対象となる建築物

区内で延べ床面積5,000m²以上の建築を行う建築主は、着工前に区へ「国産木材使用計画書」を提出することが必要です。また、延べ床面積5,000m²未満の建築物についても、建築主が任意に「国産木材使用計画書」を提出し、認証を受けることができます。

木材使用量の基準値

区内で延べ床面積5,000m²以上の建築を行う建築主は、床面積1m²につき0.001m³以上の国産木材を使用してください。

- 基準値(★認証書を発行) : 床面積1m²につき0.001m³
- アップグレード値①(★★認証書を発行) : 床面積1m²につき0.005m³
- アップグレード値②(★★★認証書を発行) : 床面積1m²につき0.010m³

CO₂ 固定量認証の対象となる木材

区と協定を締結した自治体から産出された木材(協定木材)です。ただし、建築主(実際に材を調達する建設事業者を含む)が最大限努力しても適切な協定木材を調達できない場合は、国産の合法木材※もCO₂固定量認証の対象となります。

※ 合法木材とは林野庁が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により合法性が証明された木材をいいます。
※ 建築廃材、外国産材、再利用材は認証の対象にはなりません。

CO₂ 固定量認証の対象となる木材の使用方法および使用形態

- (1) 使用方法：構造材、内外装材(下地を含む)、造作部材、外構材、家具
- (2) 使用形態：無垢材、集成材、合板、繊維板等混合製品(複数種類の材料で構成される木材製品)など
ただし、混合製品で協定木材または国産合法木材が原料に含まれていないものは対象外です。

※ 協定木材製品の情報、本制度における混合製品の定義及び認証に関する考え方についてはホームページをご覧ください。

港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、港区(以下「区」という。)が区内における建築において使用された国産木材の量に相当する二酸化炭素の固定量を認証する制度(以下「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」という。)を実施することにより、国産木材の活用を促進し、国内の森林整備の推進と森林の二酸化炭素の吸収量の増大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定木材 間伐材を始めとした国産木材の活用の促進に関する協定を区と締結した地方自治体から産出された木材で国産のものをいう。
- (2) 合法木材 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)により合法性が証明された木材で国産のものをいう。
- (3) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築をいう。
- (4) 建築主 区内で建築を行う者をいう。
- (5) 特定建築主 区内で延べ床面積5,000平方メートル以上の建築を行う者をいう。
- (6) 構造材 建物本体を支持する部材(土台、柱、はり、桁、板等)をいう。
- (7) 内外装材 建物本体の内装又は外装を構成する部材(内壁、外壁、床、天井、屋根、家具、建具等。下地及び化粧を含む。)をいう。
- (8) 外構材 建物本体の外回りを構成する部材(植栽を除く。)をいう。
- (9) 二酸化炭素固定量認証書 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度において、二酸化炭素の固定量を認証するため、区長が発行する証書をいう。

(建築主の責務)

第3条 建築主は、区内で建築を行うときは、協定木材を利用するように努めなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、協定木材に代えて合法木材を使用することができる。

(特定建築主の責務)

第4条 特定建築主は、区内で建築行為を行うときは、別表第1に定める量を超える協定木材を使用するよう努めなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、協定木材に代えて合法木材を使用することができる。

(国産木材使用計画書の提出)

第5条 特定建築主は、区内で建築を行おうとするときは、国産木材使用計画書(第1号様式)をあらかじめ区長に提出しなければならない。2 建築主は、区内で別表第1に定める量を超える協定木材を使用する建築を行おうとするときは、国産木材使用計画書を区長に提出することができる。

(国産木材使用完了届出書の提出)

第6条 特定建築主及び前条第2項の規定により国産木材使用計画書を区長に提出した建築主(以下「任意提出建築主」という。)は、区内で建築を完了したときは、国産木材使用完了届出書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(建築に関する中間検査)

第7条 特定建築主及び任意提出建築主は、区長に提出した国産木材使用計画書に係る建築の工程において、当該建築の竣工時に隠れる協定木材及び合法木材を使用した構造材、内外装材並びに外構材が見える状態にあるときは、区長に検査を申し出なければならない。2 区長は、特定建築主又は任意提出建築主から前項の申出があった場合において、当該申出に係る特定建築主が行う建築にあっては別表第1に定める量を超える協定木材及び合法木材が使用されているかを、当該申出に係る任意提出建築主が行う建築にあっては協定木材及び合法木材がしようされているかを検査するものとする。

(建築に関する完了検査)

第8条 特定建築主及び任意提出建築主は、区長に国産木材使用完了届出書を提出したときは、当該建築に係る協定木材及び合法木材を使用した構造材、内外装材並びに外構材について、区長に検査を申し出なければならない。2 区長は、特定建築主又は任意提出建築主から前項の申出があった場合において、当該申出に係る特定建築主が行う建築にあっては別表第1に定める量を超える協定木材及び合法木材が使用されているかを、当該申出に係る任意提出建築主が行う建築にあっては協定木材及び合法木材が使用されているかを検査するものとする。

(国産木材使用量の算定)

第9条 区長は、前条の規定により国産木材使用完了届出書を受領したときは、当該建築における協定木材及び合法木材の使用量を算定するものとする。2 前項の規定による協定木材及び合法木材の使用量の算定は、構造材、内外装材、外構材、その他区長が特に認めるものを対象とする。

(二酸化炭素固定量の算定)

第10条 区長は、前条の規定により協定木材及び合法木材の使用量を算定したときは、その使用量に相当する二酸化炭素の固定量を算定するものとする。2 前項の規定による二酸化炭素の固定量の算定は、別表第2に定める基準によるものとする。

(二酸化炭素固定量認証書の交付)

第11条 区長は、前条の規定により二酸化炭素の固定量を算定したときは、二酸化炭素固定量認証書を特定建築主又は任意提出建築主に交付するものとする。

(公表)

第12条 区長は、第5条の規定により提出された国産木材使用計画書及び第6条の規定により提出された国産木材使用完了届出書の概要を公表することができる。

(勧告等)

第13条 区長は、この要綱の目的を達成するため、特定建築主に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。2 区長は、特定建築主が正当な理由なく勧告に応じないときは、勧告の内容及び特定建築主の氏名を公表することができる。

(運用の特例)

第14条 区長は、やむを得ない理由があると認めるものについては、この要綱の規定を適用しないことができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

協定木材使用量：床面積1m²につき0.001m³

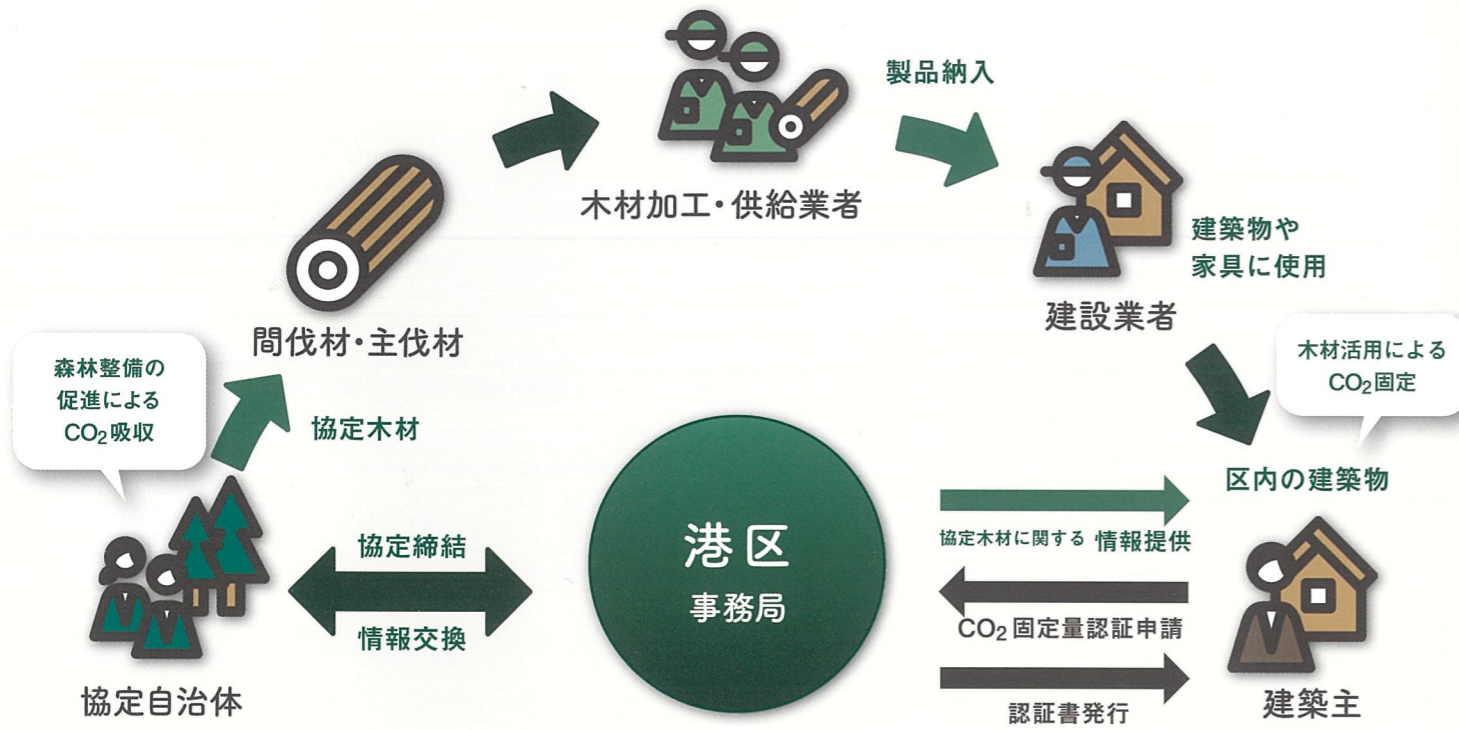
別表第2(第8条関係)

二酸化炭素固定量の算定基準：

二酸化炭素固定量(t-CO₂)=国産木材使用量(m³)×容積密度(t/m³)×炭素含有率(%)×二酸化炭素換算係数(4.4/12)

国産木材の樹種ごとの容積密度及び炭素含有率は、日本国が気候変動に関する国際連合枠組条約事務局へ提出する「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」に記載された数値とする。

制度の全体像



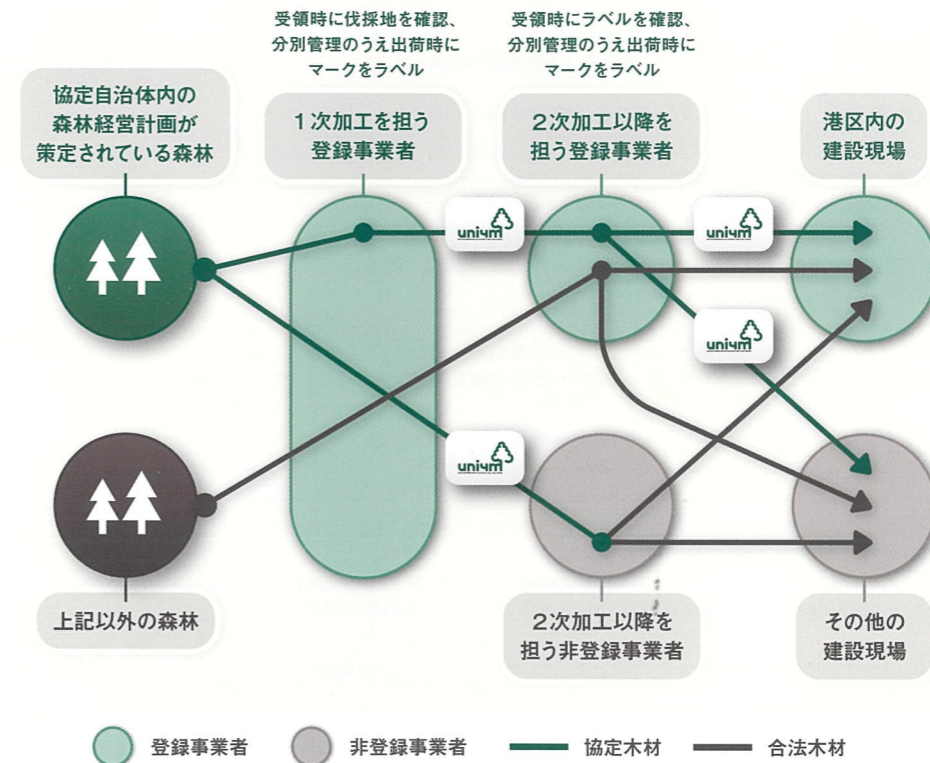
手続きの流れ 建築物の計画段階で必ず事前協議を行ってください。

段階	手続き	提出書類
計画時	事前協議 区から協定木材製品の情報提供など (協定木材製品のサンプルを多数用意しています)	・ 建築物の概要、図面等 (任意)
着工前	国産木材使用計画書の提出 審査	・ 国産木材使用計画書 ・ 国産木材使用予定数量調書 ・ 建築確認申請書の写し など
施工中	中間検査 竣工時に隠れてしまう部分等を現地検査	※計画時から大幅な変更がある場合は 変更内容がわかるものを提出してください。
竣工時	国産木材使用完了届出書の提出 書類審査・完了検査 二酸化炭素固定量認証書の発行	・ 国産木材使用完了届出書 ・ 国産木材使用数量調書 ・ 二酸化炭素固定量算定報告書 ・ 協定木材製品の納品書の写し など

※ 提出書類の詳細はホームページをご覧ください。書式が規定されている書類については同ホームページからダウンロードできます。

協定木材の識別方法

この制度では、協定木材であることを識別するために右の uni4m マーク (ユニフォームマーク) を用います。協定木材の取扱事業者 (登録事業者) は、協定木材を出荷する際に uni4m マークを納品書にラベルしなければなりません (製品へのラベルは任意)。建築主は、納品書の uni4m マークによって当該製品が協定木材であることを識別し、他の国産合法木材と分けて使用量および CO2 固定量を算定します。



uni4m マーク



納品書の例

納品内容に協定木材が含まれている場合に表示する (スタンプ等)



協定木材の場合、備考欄に「uni4m」+産地名を記載する

※木材・木材製品の納品書は国産木材使用完了届出書の提出時に必要ですので必ず保管しておいてください。

二酸化炭素固定量認証書の発行

使用した木材量 (材積) と樹種から建築物の CO2 固定量を算定します。本制度では「京都議定書3条3及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」による容積密度と炭素含有率を使用した下記の算定式を用いて CO2 固定量を計算します。

$$\text{CO}_2\text{固定量 (t-CO}_2\text{)} = \text{対象木材の使用材積 (m}^3\text{)} \times \text{容積密度 (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率 (0.5)} \times \text{CO}_2\text{換算係数 (44/12)}$$

認証書



区から建築主に協定木材等の使用量、CO2 固定量を記載した認証書を発行しますので、見える場所に掲示してください。

広告等での標章の使用によるPR

区に国産木材使用計画書または国産木材使用完了届出書を提出した建築主は、木材活用に努め森林整備の促進・地球温暖化防止に貢献していることを、広告等で専用の標章を使ってPRすることができます。標章の使用を希望する場合は、区に申請書を提出してください。

使用できる標章は建築物の工事の進捗状況、協定木材の使用割合によって異なります。申請方法、標章の種類などの詳細は「標章の使用に関するガイドライン」を参照してください。ガイドライン、申請書の書式はホームページからダウンロードできます。

制度事務局およびホームページについて

区ではこの制度の実施にあたり、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局」を開設しています。事務局では提出書類の審査のほか、協定木材製品や製品を取り扱う登録事業者の情報提供、適切な木材利用方法など幅広いご相談に応じますので、お気軽にご連絡ください。

また、制度ホームページでは、登録事業者や協定木材製品の詳しい情報を掲載しています。区に提出する書式のダウンロードもできますので、ご利用ください。

www.uni4m.or.jp



制度に関する問い合わせ先

港区環境リサイクル支援部環境課
地球温暖化対策担当

TEL : 03-3578-2474

みなとモデル
二酸化炭素固定認証制度事務局
TEL : 03-3578-2494

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 8F

受付時間：月曜～金曜
8：30～17：00



この冊子にはFSC®認証紙及び植物油インキを使用しています。

刊行物発行番号 2023223 - 5611
令和2年(2020年)4月改定
発行元：港区環境リサイクル支援部環境課
東京都港区芝公園一丁目5番25号
TEL : 03-3578-2111 (代) 内線 2474